

2017年3月18日 日本安全保障貿易学会 トランプ政権の安全保障貿易管理政策

アメリカにおける対内直接投資規制の現状とその展望

慶應義塾大学大学院法務研究科 渡井 理佳子

アメリカにおける対内直接投資規制の現状とその展望



- 1. アメリカにおける対内直接投資規制法
- 2. 対米外国投資委員会による審査の動向
- 3. 大統領の中止命令
- 4. トランプ政権とアメリカの対内直接規制

1. アメリカにおける対内直接投資規制法-1



- ・OECD資本自由化コード3条 コードの諸規定は、締約国が国家安全保障上の利益 保護のために必要と考える行動をとることを妨げない。
- アメリカにおける対内直接規制法の成立
 1988年 Exon-Florio条項
 包括通商競争力法 5021条において、国防生産法
 721条を改正し、国家安全保障の見地からの対内直接 投資規制を導入した。

2007年 外国投資及び国家安全保障法(FINSA) Exon-Florio条項の枠組みを維持しつつ、国家安全保障 の概念に国土安全保障も加え、規制の密度を高めた。

1. アメリカにおける対内直接投資規制法-2



2007年 外国投資及び国家安全保障法(FINSA) Foreign Investment and National Security Act of 2007 50 USC 4565

- ・国家安全保障の見地から、アメリカに外国の支配を 及ぼす対内直接投資を中止する権限を大統領に付与
- ・審査は「任意の通知」によって開始 全ての業種の合併・買収・経営支配権の取得が対象 ⇒外国当事者間の買収計画も対象、グリーンフィールド 投資は対象外
- •中止命令は、司法審査の対象外



対米外国投資委員会(CFIUS)

Committee on Foreign Investment in the United States

- •FINSAにより、はじめて法的な根拠を持った。
- ・委員長は財務長官委員は、国家安全保障に関わる機関の長と経済に関わる機関の長からなっている。
- ・個別の案件の審査につき、主務官庁が指名される



・審査の枠組み

審査 機関	審査段階 審査期間	次の段階への移行要件 (買収計画が承認されれば、次の段階には移行しない)
対米外国投資委員会	第1次審査 National Security Reviews 30日以内	①買収によって、国家安全保障が損なわれる脅威がある。 ②買収対象企業が <u>外国政府の影響下</u> にある。 アメリカ国内およびアメリカの <u>重要産業基盤</u> に外国の支配を 招く危険がある。 ③主務官庁が第2次審査を勧告。
	第2次審査 National Security Investigations 45日以内	買収計画の修正 軽減合意(条件付き買収計画の承認)に向けての協議
大 統 領	第3次審査 15日以内	①外国の支配が及ぶことが、アメリカの国家安全保障に対して 脅威を及ぼすことにつき、信頼できる証拠がある。②国家緊急経済権限法による以外に、国家安全保障を確保 する手段がない。買収計画の中止を命令
		「大山 門の十上で 引 丁



.考慮要素(審査基準)

エクソン・フロリオ条項の5項目	国防・軍事関係	①買収対象産業の国防上の重要性②買収対象が関わる国防上の需要と国内供給の程度③買収により国防に関わる国内産業・経済取引に生じる外国の支配④買収がテロ支援国家・ミサイル技術・生物化学兵器の拡散に与える潜在的影響⑤買収が国家安全保障に関わる技術移転に与える影響							
FINSA4条の 追加6項目	国土安全保障関係	⑥買収が重要産業基盤にもたらす潜在的影響 ⑦買収が基幹技術にもたらす潜在的影響 ⑧外国政府による支配の可能性 ⑨外国投資家の国籍国の核不拡散防止・テロ対策における アメリカとの協力関係 ⑩買収がエネルギー供給や重要資源調達の長期見通しに 与える影響 ⑪大統領・CFIUSが重要と考える他の要素							



国家安全保障の概念

•定義

FINSAおよび判例法に定義はない

参考: Pentagon Paper Case 403 U.S. 713 (1971)

ブラック判事補足意見

National security is a 'broad, vague generality'

・2001年9月11日のテロ事件以降、国家安全保障の概念は、国土安全保障を取り入れつつ拡大した



- ・重要産業基盤(Critical Infrastructure)の定義
- 「物的であるか否かを問わず、アメリカにとって重要なシステムや資産であって、そのシステムの不能や破壊が 国家安全保障の弱体化をもたらすもの」
 - ⇒エネルギー産業、金融業、情報通信産業
- ·参考:愛国者法(The USA PATRIOT Act of 2001) 農業·食糧供給、水道事業、公衆衛生業、救急サービ ス、防衛基幹産業、電気通信産業、エネルギー産業、 運輸業、金融業、化学産業、郵便配送業、情報技術産業



国家安全保障の概念の拡大

- •1980年代 防衛関連技術の流出防止:防衛産業、IT技術
- •2007年 FINSAの制定 テロへの取組み:重要産業基盤:エネルギー産業
- ・近年 テロへの取組み:環境、食料、農業への関心



近年:テロへの取組み

•環境

2013年 A123 Case

中国企業によるアメリカの電池製造会社の買収 クリーン・エネルギー計画による助成を受けていたことが 問題になるも、連邦政府関連の事業を切り離して承認

•食料

2013年 Smithfield Case 中国企業によるアメリカの豚肉加工大手の買収 第2段階の審査を経て承認



近年:テロへの取組み

・農業 2016年 Syngenta Case 中国国有企業が、農薬で世界首位にあるスイス企業を 買収

2月 買収計画の合意、CFIUSへの通知?

5月 CFIUSの正規委員ではない農務省が審査に参加

8月 CFIUSの承認



これまでに出された大統領の中止命令

- 1990年 MAMCO Case (Exon Florio条項時代)中国国営企業による航空機部品メーカー買収計画
- 2012年 Ralls Case中国企業のアメリカ子会社による風力発電会社買収計画
- ・2016年 AIXTRON Case 中国投資ファンドによるドイツ半導体メーカー買収計画



-議会への年次報告書(2016年2月-2014年版)

通知国	2011	2012	2013	2014	合計
中国	10	23	21	24	78
イギリス	25	17	7	21	70
カナダ	9	13	12	15	49
日本	7	9	18	10	44
フランス	14	8	7	6	35

・中国からの通知件数の増加 議会の諮問機関・米中経済・安全保障検討委員会は、 中国からの投資についての全件審査を提言



Ralls事件

- ・Ralls社 中国の大手建設機械メーカーの中国籍の取締役が アメリカで設立した企業。
- ・2012年に、オレゴン州にある風力発電所建設計画の 権利を持つアメリカ企業を買収した。
 - ⇒建設予定地は海軍に近接しているが、2009年に 連邦航空局からNo Hazardの承認が出ていたため CFIUSへの事前の通知をせずに買収



Ralls事件

- ・2012年8月 CFIUSがRallsに売却や権利の移転を禁じる命令
- •2012年9月12日 Ralls出訴
- ・2012年9月28日大統領の中止命令、10月1日に大統領を被告に追加



Ralls事件判決

- ・2013年2月26日 連邦地裁、適正手続についてのRallsの主張を認容
- -2014年7月15日連邦高裁、適正手続についてのRallsの主張を認容、11月には大統領とCFIUSに文書の開示を命じる
- ・2015年10月9日 和解により終結



Ralls事件の教訓

- ・政治的配慮 中国が関わる買収計画についての審査の強化 "任意の通知"の義務付け?
- Proximity 国家安全保障に関わる重要な施設への接近
- ・適正手続 情報の開示と反論の機会の保障

4. トランプ政権とアメリカの対内直接規制-1



FINSAの改正をめぐる動き

- ・2014年外国投資及び経済安全法案 Rosa Delauro下院議員(民主党)が提出 グリーンフィールド投資を審査対象とし、純益審査を 導入する
- -2016年食料確保法案 Chuck Grassley上院議員(共和党)が提出 対内直接投資において、農業資産は重要産業基盤 であるとし、農務長官をCFIUSの正規委員に加える

4. トランプ政権とアメリカの対内直接規制ー2



今後の議論のポイント

古くからの課題中国の動向については、引き続き強い関心が寄せられるものと考えられる

・新しい課題

技術流出防止が、対内直接投資についてもいっそう 重視されるようになってきている

⇒国家産業セキュリティープログラムの改正

4. トランプ政権とアメリカの対内直接規制-3



トランプ政権と対内直接投資規制をめぐるキーワード

- Reciprocity 相互主義の重視が予想される
- •Economic Interest アメリカ経済に、プラスの効果をもたらすことが 求められる可能性がある



有り難うございました